

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月4日

【会社名】 株式会社イトーキ

【英訳名】 ITOKI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 平井 嘉朗

【本店の所在の場所】 大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
(同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目5番1号

【電話番号】 東京03(6910)3910

【事務連絡者氏名】 常務執行役員国際本部長 神坐 浩

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社イトーキ東京本社
(東京都中央区日本橋二丁目5番1号)

1【提出理由】

当社は、2020年5月25日の取締役会において、子会社を設立することを決議いたしました。

当該子会社は、当社の特定子会社となりますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。本来は当該事実発生後に遅滞無く提出すべきところ漏れていたため、事後となりますが提出させていただきます。

2【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	伊藤喜（中国）投資控股有限公司
住所	中国蘇州市相城経済技術開発区漕湖街道
代表者の氏名	森山恵
資本金	3,000万米ドル（登録資本金）
事業の内容	中国事業会社の経営管理、資金管理、ガバナンス機能強化など

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前	-
移動後	1,500万米ドル

当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

異動前	-
移動後	100%

（注）「当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数」は出資額を、「当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合」は出資比率を、それぞれ記載しております。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由

中国におけるグループ内組織再編に向けて地域統括会社「伊藤喜（中国）投資控股有限公司」（英訳名：ITOKI China Holding co., LTD）を設立。中国統括会社では、中国事業全体での最適戦略を立案、意思決定の迅速化を図ることにより、目まぐるしく変化をしながら成長を続ける中国市場において、確実に事業拡大を推進していくために設立することを決議しました。当該子会社は、資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当し、特定子会社に該当することによるものであります。

異動の年月日

2020年6月28日